

北海道立都市公園の概要 (北海道立野幌総合運動公園)

1 野幌総合公園の概要

(1) 事業経緯等

① 北海道立野幌総合運動公園は、平成元年、北海道において開催された第44回国民体育大会「はまなす国体」の主会場として、昭和57年から建設が進められた。

- ・都市計画決定… 昭和56年10月8日
- ・事業着手 … 昭和57年度～
- ・一部供用開始（総合体育館プール棟）… 昭和62年5月1日
- ・一部供用開始（テニスコート18面）… 昭和62年5月1日
- ・全面供用開始 … 平成6年度

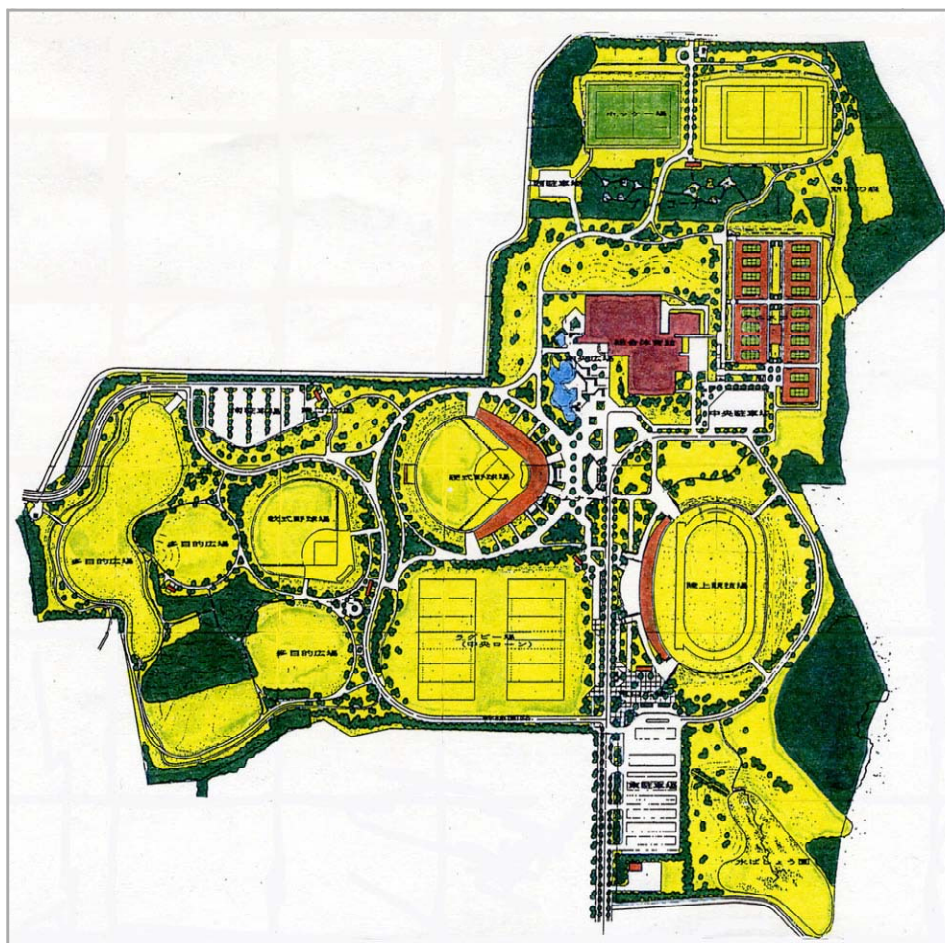
② 北海道立野幌総合運動公園は国体終了後、道民のスポーツの普及・拡大を目指し、道央圏に位置することから現在は、スポーツ・レクリエーションの拠点として道民に広く利用されている。

(2) 施設概要

道立野幌総合運動公園の管理及び運営業務の対象となる施設は、次のとおりである。

1	所在地	江別市西野幌481番地	
2	設置目的	広域施設	
3	施設内容		
	(1) 総面積	64.1ha（うち指定管理者管理積64.1ha）	
	(2) 施設		
	園路及び広場	園路（橋梁、横断管渠等含む）、芝生広場（多目的広場等）等	
	修景施設	芝生地、樹木、花壇、修景地、水生植物園、モニュメント（北の若人）等	
	休養施設	四阿、シェルター、パーゴラ、ベンチ等	
	遊戯施設	なし	
	運動施設	総合体育館	RC造地上2階（一部3階、地下1階）13,946㎡、メインアリーナ(50m×34m・スタンド席(収容人員600名)、サブアリーナ(36m×21m)、プール棟(50mプール・8コース、50m×22m・深さ1.3m～1.65m)、飛び込みプール(22m×22m深さ5m)、プールスタンド席(収容人員1,000名)、プレイルーム、シャワー室、ボイラー室等
		陸上競技場	全天候型(400m×トラック×8コース)、インフィールド(106m×70m)、芝生スタンド席(収容人員7,500名)等
		テニスコート	全天候型ハードコート(砂入り人工芝)18面、ベンチスタンド席(収容人員1,300名)、芝生スタンド席(800名)、テニスコートクラブハウス(RC造192.75㎡)等
		ホッケー・サッカー場	人工芝コートフィールド(110m×73m)、芝生スタンド席(収容人員1,000名)、芝生コートフィールド(144m×69m)、芝生スタンド席(収容人員1,200名)等
		ラグビー場	天然芝コートフィールド2面(144m×69m)等
		硬式野球場	両翼98m・中堅122m、内野RCスタンド席(収容人員2,000名)、内外野芝生スタンド席(収容人員7,000名)、合宿所(定員100人)等
		軟式野球場	両翼94m・中堅120m、内野スタンド席(収容人員500名)、芝生スタンド席(収容人員2,500名)等
	教養施設	なし	
	便益施設	駐車場、食堂・売店(総合体育館内)、便所、時計、水飲み台、足洗場	
	管理施設	管理事務所(総合体育館内)(事務室、会議室、倉庫等)、汚水処理ポンプ場(RC造309㎡)、門扉、掲揚ポール、柵、標識、掲示板、照明施設、擁壁、護岸、水路、電線管路、電気設備、機械設備、機械設備、防犯監視カメラ、給水設備、上下水道管、排水施設(暗渠、排水路等)、調整池等	

(3) 野幌総合運動公園全体平面図



(4) 備品一覧
別添1-2-1のとおり

2 野幌総合運動公園利用実績

施設		単位	平成22年度 (実績)	平成23年度 (実績)	平成24年度 (実績)
多目的広場等無料施設		人	44,166	54,282	53,549
総合 体育館	プール	人	25,717	16,043	25,120
		<うち減免(人)>	4,496	2,145	4,294
		<うち無料(人)>	4,578	2,152	843
	メインアリーナ	人	34,852	22,568	36,689
		<うち減免(人)>	579	525	880
		<うち無料(人)>	0	0	0
サブアリーナ	人	14,678	9,566	9,507	
	<うち減免(人)>	316	137	135	
	<うち無料(人)>	194	47	1	
屋外 運動 施設	テニスコート	人	29,428	37,389	35,674
		<うち減免(人)>	1,207	0	247
		<うち無料(人)>	0	0	0
	ホッケー・サッカー場	人	12,612	10,154	11,987
		<うち減免(人)>	0	0	0
		<うち無料(人)>	0	0	0
	ラグビー場	人	12,106	12,865	9,961
		<うち減免(人)>	0	0	0
<うち無料(人)>		0	0	0	
硬式野球場	人	20,941	21,667	23,752	
	<うち減免(人)>	0	0	0	

	〈うち無料(人)〉	0	0	0
軟式野球場	人	16,063	16,250	15,260
	〈うち減免(人)〉	0	0	0
	〈うち無料(人)〉	0	0	0
陸上競技場	人	22,505	24,072	20,110
	〈うち減免(人)〉	1,059	16	152
	〈うち無料(人)〉	4,749	3,407	2,321
合宿所	人	4,264	3,202	3,382
	〈うち減免(人)〉	419	183	280
	〈うち無料(人)〉	0	0	0

3 野幌総合運動公園現行利用料金一覧表

◆ 条例上限額

別表第3 (第12条の2関係)

区		分		利用料金の上限額		
ホッケー・サッカー場		人工芝		1面1時間につき	3,700円	
		天然芝		1面1時間につき	2,660円	
ラグビー場				1面1時間につき	2,660円	
水泳プール	全部利用の場合	1	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき	11,570円	
		2	高等学校の生徒及びこれに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき	21,840円	
		3	1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき	43,440円	
	コース利用の場合	1	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1コース1時間につき	1,440円	
		2	高等学校の生徒及びこれに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1コース1時間につき	2,730円	
		3	1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1コース1時間につき	5,430円	
	個人利用の場合	1	高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人2時間以内780円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき420円		
		2	1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)	1人2時間以内1,540円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき770円		
	テニスコート				1面1時間につき	2,660円
体育館	全部利用の場合	メインアリーナ	1	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき	2,170円
			2	高等学校の生徒及びこれに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき	3,700円
			3	1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき	6,950円
		サブアリーナ	1	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき	790円
			2	高等学校の生徒及びこ	1時間につき	1,380円

		一ナ	れに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	
		3	1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 2,660円
	個人利用の場合	1	高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人2時間以内340円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき180円
		2	1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)	1人2時間以内670円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき340円
軟式野球場				1時間につき 2,790円
硬式野球場	入場料を徴収しない場合	1	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒、大学の学生並びにこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 3,570円
				半日につき 12,000円
				1日につき 17,400円
	入場料を徴収する場合	2	1以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 6,690円
				半日につき 20,400円
				1日につき 34,800円
陸上競技場				1時間につき 4,480円
合宿所	全部利用の場合	1	高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人1回につき 220円
				2
合宿所	個人利用の場合	1	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者	1日1泊につき 3,640円
				2

備考

- 1 半日とは、午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までとする。
- 2 利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。

◆利用料金承認額(平成22年4月9日承認)

[指定管理者の名称]

財団法人北海道体育文化協会

[利用料金の額]

ア イ以外の場合

区 分		利 用 料 金 の 額		
ホッケー・サッカー場		人工芝	1面1時間につき 2,200円	
		天然芝	1面1時間につき 2,050円	
ラグビー場			1面1時間につき 2,050円	
水泳プール	全部利用の場合	1	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 8,900円
		2	高等学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 18,200円
		3	1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 36,200円

個人利用の場合	1 高等学校の生徒及びこれらに準ずる者	1 人2時間以内280円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき140円	
	2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	1 人2時間以内580円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき290円	
	定期券（1月券）	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者 2,800円 2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。） 5,800円	
	回数券（6回券）（1回当たり2時間以内の利用とする。）	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者 1,400円 2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。） 2,900円	
テニスコート		1面1時間につき 1,200円 1時間につき 1,550円	
体育館	全部利用の場合	1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 1,550円
		2 高等学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 2,850円
		3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 5,350円
	サブアリーナ	1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 570円
		2 高等学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 990円
		3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 2,050円
個人利用の場合	1 高等学校の生徒及びこれらに準ずる者	1 人2時間以内150円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき80円	
	2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	1 人2時間以内300円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき150円	
	回数券（6回券）（1回当たり2時間以内の利用とする。）	1 高等学校の生徒及びこれらに準ずる者 750円 2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。） 1,500円	
軟式野球場		1時間につき 1,800円	
入場料を徴収しない場合	1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒、大学の学生並びにこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 2,750円	
		半日につき 9,250円	
		1日につき 14,500円	
	2 1以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 5,150円	
		半日につき 17,000円	
1日につき 29,000円			

硬式野球場	入場料を徴収する場合	半日につき入場料の額（入場料の額に段階があるときは、その最高額。以下同じ。）に60を乗じて得た額（その額が17,000円に満たない場合は、17,000円） 1日につき入場料の額に100を乗じて得た額（その額が29,000円に満たない場合は、29,000円）	
陸上競技場	全部利用の場合	1時間につき 3,000円	
	個人利用の場合	1 高等学校の生徒及びこれらに準ずる者 2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	1人1回につき 150円 1人1回につき 300円
		回数券（6回券）	1 高等学校の生徒及びこれらに準ずる者 2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）
	合宿所		1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者 2 1以外の者

イ JOC・北海道パートナー協定に基づき利用する場合

区 分		利 用 料 金 の 額		
ホッケー・サッカー場		人工芝	1面1時間につき 1,425円	
		天然芝	1面1時間につき 1,025円	
ラグビー場			1面1時間につき 1,025円	
水泳プール	全部利用の場合	1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 4,450円	
		2 高等学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 9,100円	
		3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 18,100円	
	個人利用の場合	1 高等学校の生徒及びこれらに準ずる者 2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	1人2時間以内280円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき140円 1人2時間以内550円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき275円	
テニスコート			1面1時間につき 1,025円	
体育館	全部利用の場合	メインアリーナ	1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 775円
			2 高等学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 1,425円
			3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 2,675円
			1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等	1時間につき 285円

	サブアリーナ	に利用する場合		
		2	高等学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 495円
		3	1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 1,025円
	個人利用の場合	1	高等学校の生徒及びこれらに準ずる者	1人2時間以内115円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき58円
		2	1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	1人2時間以内225円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき113円
軟式野球場				1時間につき 1,075円
硬式野球場	入場料を徴収しない場合	1	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒、大学の学生並びにこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 1,375円
				半日につき 4,625円
				1日につき 7,250円
	入場料を徴収する場合	2	1以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 2,575円
				半日につき 8,500円
				1日につき 14,500円
入場料を徴収する場合				半日につき入場料の額（入場料の額に段階があるときは、その最高額。以下同じ。）に60を乗じて得た額（その額が8,500円に満たない場合は、8,500円） 1日につき入場料の額に100を乗じて得た額（その額が14,500円に満たない場合は、14,500円）
陸上競技場	全部利用の場合		1時間につき 1,725円	
個人利用の場合	1	高等学校の生徒及びこれらに準ずる者	1人1回につき 115円	
			2	1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）
合宿所	1	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者	1日1泊につき 1,400円	
			2	1以外の者

備考

- 1 半日とは、午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までとする。
- 2 利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。

◆利用料金承認額（平成23年4月19日承認）

〔指定管理者の名称〕
財団法人北海道体育文化協会
〔利用料金の額〕

区	分	利用料金の額
合宿所	一般	1人1泊につき 3,000円

◆利用料金承認額（平成24年4月18日承認）

〔指定管理者の名称〕
一般財団法人北海道体育文化協会
〔利用料金の額〕

区	分	利用料金の額
水泳プール	コース利用の場合	1コース1時間につき

		中学生以下	1,440円
		高校生	2,730円
		一般	5,430円
テニスコート	平日	テニスコート1面1時間につき 高校生以下	600円
		一般	1,200円
	土曜日・日曜日・休日及び大会利用	テニスコート1面1時間につき	1,200円

◆利用料金の減免基準及び運用

北海道立野幌総合運動公園管理規則

(利用料金の減免の基準)

第6条 条例第12条の2第6項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる者については、利用料金（合宿所の利用料金を除く。）を免除することができることとする。

ア 特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者

ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者

エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

オ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者

カ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者

キ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者

ク 65歳以上の者

ケ その他知事がアからクまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの

(2) 次に掲げる者については、合宿所の利用料金を免除することができることとする。

ア 前号アからキまでに掲げる者

イ その他知事がアに掲げる者に準ずる者と認めるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。

※「知事が特別な理由があると認める場合」の運用について

道が主催、又は、道と他の団体との共催で事業を行う場合で次の視点から減免が妥当と認められるもの。ただし、適用にあたっては、事前に設置者と協議すること。

＜視点＞

- ① 本道の活性化やイメージアップにつながるもの
- ② 本道の観光、生活、文化、芸術の振興を目的とするもの
- ③ 都市公園の設置目的にかなったもの
- ④ その他北海道及び道民全体にとって共通の利益享受となるなど公益性を有しているもの

＜参考＞

「庁舎及び敷地内で開催される各種イベント事業等に係る使用許可の取り扱いについて」（平成17年10月3日付け管財第875号（総務部管財課長）通知）（抜粋）

(2) 使用許可を必要としない場合

道が主催、又は、道と他の団体との共催で事業を行うとき。共催で事業を実施する場合は、道の事務事業の内容及び共催者との役割分担が明確になっていること。

4 野幌総合運動公園（使用料）利用料金実績

施設		単位	平成22年度 (実績)	平成23年度 (実績)	平成24年度 (実績)	平成25年度 (見込)
総合 体育 館	プール	円	5,156,160	4,515,910	6,659,290	6,067,180
	メインアリーナ	円	7,880,560	3,903,500	6,799,880	6,570,260
	サブアリーナ	円	2,577,620	1,684,130	2,192,360	2,455,360
屋外 運動 施設	テニスコート	円	14,842,800	16,018,800	17,279,600	13,646,600
	ホッケー・サッカー場	円	1,910,450	1,564,200	1,943,150	1,548,800
	ラグビー場	円	1,041,500	1,133,650	945,050	845,500
	硬式野球場	円	1,858,500	1,849,250	2,335,750	1,664,500
	軟式野球場	円	1,326,600	1,301,400	1,245,600	1,236,300
	陸上競技場	円	1,367,100	1,621,800	1,461,150	1,264,000
	合宿所	円	10,401,500	8,281,000	8,397,000	11,908,500

5 管理運営経費の推移

(1) 管理運営経費の推移

(単位：千円、人)

		H22年度 決算	H23年度 決算	H24年度 決算	H25年度 予算	
受益者 負担	利用料金	48,362	41,874	49,259	47,207	
	その他	8,088	5,919	8,419	5,734	
道負担	負担金	100,640	76,183	100,640	100,640	
	修繕費	131,638	131,638	78,036	62,837	
管理運 営経費	人件費	33,442	33,293	30,615	33,684	
	維持管理費	30,029	26,281	35,388	30,565	
	光熱水費	22,447	20,065	25,824	22,778	
	修繕費	7,582	6,216	9,564	7,787	
	事業費	4,058	3,062	5,272	5,734	
	収益事業	330	239	174	247	
	普及事業	3,728	2,823	5,098	5,487	
	その他	72,647	54,988	101,036	83,599	※その他管理運営に係る経費
職員 体制	常勤	6	6	6	6	
	非常勤・臨時職員	11	11	11	10	延べ人数

(2) 資産の状況

(千円)

資産の種別	建築費・取得費	残存価格	適用（内訳等）
土地	1,679,748		
建物	4,490,380	2,226,623	総合体育館
	608,135	237,977	硬式野球場
その他	44,302	5,860	南駐車場

(3) 主な修繕等の実績及び見込み

年度	負担者	修繕箇所	金額（千円）	備考
H22年度	指定管理者	東駐車場ライン引き修繕等	7,582	
	道	フィールドホッケー場人工芝更新等	131,638	道が発注
H23年度	指定管理者	プール濾過機制御盤修理等	6,216	
	道	総合体育館入口自動ドア等	131,638	道が発注
H24年度	指定管理者	競泳自動審判計時装置修理等	9,564	
	道	硬式野球場スコアボード更新	78,036	道が発注
H25年度	指定管理者	プール配管交換修理等	7,787	
	道	中央第二駐車場配備等	62,837	道が発注

6 実施事業の概要

(1) 指定管理業務

- ① 施設の維持管理（芝管理、樹木管理、警備・清掃・施設設備保守点検・修繕業務、野球場砂補充等）
- ② 有料施設の利用承認、受付・案内業務等
（体育館、プール、その他屋外運動施設の利用承認等）
- ③ 施設の利用促進
（広告、宣伝等PR、営業活動（各種スポーツ団体、学校）、マスコミへの施設利用・取材要請等）

(2) 【参考】現指定管理者の自主企画事業（上記に含まない独自事業）

テニス教室、小中学生体操・新体操教室、ヨガ教室、ピラティス教室、少年野球教室、スポーツ教室
 テニス大会、北海道ジュニアラグビー選手権大会、親睦少年軟式野球大会、秋季親睦テニス大会、
 雪中ラグビー大会、小中学生体操・新体操発表会、完歩・完走記録証の発行、遊泳記録証の発行、各
 種ボランティアなど

7 都市公園法第5条及び同法第6条に基づく設置許可等の状況

〔設置許可〕都市公園法第5条関係

設置を許可した 公園施設	数 量	許可使用料	許 可 先
自動販売機	屋内 13台	7,484円	(一財)北海道体育文化協会 (期限：～26年3月31日)
自動販売機	屋外 1台	999円	(株)北海道フットボールクラブ (期限：～26年3月31日)

〔工作物の占用許可〕 都市公園法第6条関係

占用を許可した 施設の概要	数 量	許可使用料	許 可 先
道路横断管理設	L = 3.42m	免除	江別市 (期限：～31年3月31日)
下水道管理設	L = 149.6m	免除	江別市教員委員会 (期限：～28年3月31日)